

協議 4 号

長野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	子育て部分休暇に係る規定を整備すること等に伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 地方公務員法に規定する会計年度任用職員の勤務時間等については、校長が別に定めるものと定める（第18条関係）。 (2) 職員（県費負担の小・中学校職員に限る。以下同じ。）は、子育て部分休暇の承認を請求しようとするときは、あらかじめ、校長に対し、子育て部分休暇承認請求書により行わなければならないものと定める。 (3) 職員は、子育て部分休暇の期間中に、当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなったとき、又は当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったときは、遅滞なく子育て部分休暇養育状況変更届を校長を経由して教育委員会に提出しなければならないものと定める。 (4) 職員は、承認された子育て部分休暇の一部の取消しをしようとするときは、子育て部分休暇一部取消整理簿によりあらかじめ校長の承認を受けなければならないものと定める。 (5) 校長は、職員の子育て部分休暇の期間が終了したとき、又は子育て部分休暇の承認が取り消されたときは、子育て部分休暇取得状況報告書を提出しなければならないものと定める。 (以上第24条関係)
3 施行期日	公布の日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部庶務課との協議 7月13日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 月 日

長野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則（案）

長野市立学校職員服務規程（平成3年長野市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「なつた者」を「なつた者」に改め、同条第2項中「会計年度任用職員」の次に「（第18条第2項において「会計年度任用職員」という。）」を加え、「あつて」を「あつて」に改める。

第18条第1項中「職員の勤務時間等について」を「職員（次項に掲げる職員を除く。）の勤務時間等について」に改め、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 会計年度任用職員の勤務時間等については、校長が別に定める。

3 校長は、特別の業務に従事させる必要がある職員の勤務時間等については、前2項の勤務時間等とは異なる勤務時間等となるように別に定めることができる。

第24条第7項中「除く」の次に「。次項から第11項までにおいて同じ」を加え、同条第11項中「不妊治療に係る休暇の場合にあつて」を「不妊治療休暇及び子育て部分休暇の場合にあつて」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第10項を第14項とし、第9項を第13項とし、第8項を第12項とし、第7項の次に次の4項を加える。

8 職員は、子育て部分休暇の承認を請求しようとするときは、あらかじめ、校長に対し、子育て部分休暇承認請求書（様式第18号の3）により行わなければならない。

9 職員は、子育て部分休暇の期間中に、当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなつたとき、又は当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつたときは、遅滞なく子育て部分休暇養育状況変更届（様式第18号の4）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

10 職員は、承認された子育て部分休暇の一部の取消しをしようとするときは、子育て部分休暇一部取消整理簿（様式第18号の5）によりあらかじめ校長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を受けることができないときは、事後、直ちに承認を受けなければならない。

11 校長は、職員の子育て部分休暇の期間が終了したとき、又は子育て部分休暇の承認が取り消されたときは、子育て部分休暇取得状況報告書（様式第18号の6）を提出しなければならない。

第26条第3項中「第24条第8項」を「第24条第13項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長野市立学校職員服務規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員服務規程 平成3年4月1日長野市教育委員会規則第3号 (服務の宣誓)</p>	<p>○長野市立学校職員服務規程 平成3年4月1日長野市教育委員会規則第3号 (服務の宣誓)</p>
<p>第5条 <u>新たに職員となつた者</u> (地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第40条の規定により採用された職員を含む。)は、長野市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和41年長野市条例第15号)の規定により、速やかに服務の宣誓をし、署名した宣誓書を校長に提出しなければならない。</p>	<p>第5条 <u>新たに職員となつた者</u> (地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第40条の規定により採用された職員を含む。)は、長野市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和41年長野市条例第15号)の規定により、速やかに服務の宣誓をし、署名した宣誓書を校長に提出しなければならない。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第18条第2項において「<u>会計年度任用職員</u>」という。)については、当該任期の末日の翌日に再び同一の職に採用された場合に<u>あつては</u>先の採用に際してされた服務の宣誓を、採用に際して他に服務の宣誓等をしている場合に<u>あつては</u>当該宣誓等を、それぞれ前項に規定する服務の宣誓とみなすことができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、当該任期の末日の翌日に再び同一の職に採用された場合に<u>あつては</u>先の採用に際してされた服務の宣誓を、採用に際して他に服務の宣誓等をしている場合に<u>あつては</u>当該宣誓等を、それぞれ前項に規定する服務の宣誓とみなすことができる。</p>
<p>3 略 (勤務時間等)</p>	<p>3 略 (勤務時間等)</p>
<p>第18条 <u>職員</u>(次項に掲げる職員を除く。)の勤務時間等については、長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程(平成2年長野市教育委員会訓令第1号)に定めるところによる。</p>	<p>第18条 <u>職員の勤務時間等</u>については、長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程(平成2年長野市教育委員会訓令第1号)に定めるところによる。</p>
<p>2 <u>会計年度任用職員の勤務時間等</u>については、校長が別に定める。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 校長は、特別の業務に従事させる必要がある職員の勤務時間等については、前2項の勤務時間等とは異なる勤務時間等となるように別に定めることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 校長は、職員の勤務時間等を定めたときは、文書等により職員に知らせなければならない。 (休暇等)</p>	<p>2 校長は、職員の勤務時間等を定めたときは、文書等により職員に知らせなければならない。 (休暇等)</p>

改正後	改正前
第24条 略	第24条 略
2～6 略	2～6 略
7 職員（市立高等学校の教育職員を除く。 <u>次項から第11項までにおいて同じ。</u> ）は、不妊治療休暇の承認を受けようとするときは、不妊治療休暇願（様式第18号の2）により、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。この場合において、第1項ただし書及び第3項の規定を準用する。	7 職員（市立高等学校の教育職員を除く。）は、不妊治療休暇の承認を受けようとするときは、不妊治療休暇願（様式第18号の2）により、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。この場合において、第1項ただし書及び第3項の規定を準用する。
8 職員は、子育て部分休暇の承認を請求しようとするときは、あらかじめ、 <u>校長に対し、子育て部分休暇承認請求書（様式第18号の3）により行わなければならない。</u>	(新設)
9 職員は、子育て部分休暇の期間中に、当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなつたとき、又は当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつたときは、遅滞なく子育て部分休暇養育状況変更届（様式第18号の4）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。	(新設)
10 職員は、承認された子育て部分休暇の一部の取消しをしようとするときは、 <u>子育て部分休暇一部取消整理簿（様式第18号の5）によりあらかじめ校長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を受けることができないときは、事後、直ちに承認を受けなければならない。</u>	(新設)
11 <u>校長は、職員の子育て部分休暇の期間が終了したとき、又は子育て部分休暇の承認が取り消されたときは、子育て部分休暇取得状況報告書（様式第18号の6）を提出しなければならない。</u>	(新設)
12～14 略	8～10 略
15 市費負担の職員（ <u>不妊治療休暇及び子育て部分休暇の場合にあつては、市立高等学校の教育職員を含む。</u> ）の休暇又は欠勤の承認等については、教育委員会事務局の例によるものとする。 (出勤届等)	11 <u>市費負担の職員（不妊治療に係る休暇の場合にあつては、市立高等学校の教育職員を含む。）の休暇又は欠勤の承認等については、教育委員会事務局の例によるものとする。</u> (出勤届等)
第26条 略	第26条 略

改正後	改正前
2 略	2 略
3 校長は第1項の届出により、職員の休暇又は欠勤の期間が短縮されたときは、 <u>第24条第13項</u> の規定に準じて報告しなければならない。	3 校長は第1項の届出により、職員の休暇又は欠勤の期間が短縮されたときは、 <u>第24条第8項</u> の規定に準じて報告しなければならない。